

第 5167 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 2月18日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

欠損金の繰越控除制度の改正

Q：平成27年度の税制改正では、欠損金の繰越控除制度が見直されるとか。どのようなのですか？

A：次のようになります。

【解説】

① 繰越控除限度額の段階的引下げ

青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度及び連結欠損金の繰越控除制度における控除限度額が、次のように段階的に引き下げられます。ただし、中小法人、公益法人等、協同組合等、人格のない社団等は現行のままとされています。この改正は、平成27年4月1日開始事業年度から適用されます。

・平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度

繰越控除前所得金額の80%→65%

・平成29年4月1日以後に開始する事業年度
繰越控除前所得金額の50%に

② 繰越期間の延長

青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越期間が10年（現行9年）に延長され、これに伴って、繰越控除制度の適用に係る帳簿書類の保存期間も同様に延長されます。また、これに伴い、法人税の更正の期間期限及び更正の請求期間も同様に延長されます。

この改正は、平成27年4月1日以後開始事業年度において生じた欠損金に適用されます。

